

住 民 各 位

小 値 賀 町

## 『西目最終処分場における、災害廃棄物（台風9号 10号）の受入れ手続きについて』

この度の台風災害に際し、衷心よりお見舞い申し上げます。

台風被害による災害廃棄物については、9月13日で最終処分場への受入れを終了しましたが、建設課にて受入れの延長に係る申請を受け付けておりますので、手続きをお願いいたします。

（今回に限っての特別措置として、台風9号及び10号での災害に係る廃棄物については、最終処分場の搬入手数料を免除しています。）

○申請期限：令和2年9月30日まで

○資格要件：

- ・小値賀町に住所を有する方。
- ・公共料金の滞納がない事。
- ・暴力団員でない方。

※申請の際は、印鑑（認印）をご持参ください。

※「災害廃棄物」のみに適用です。便乗しての搬入は、ご遠慮願います。

役場建設課 環境衛生係（56-3111）